

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律

◎厚生年金保険の保険給付及び国民年

金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律

(平成二二年四月二八日法律第二八号(衆))

一、提案理由(平成二二年四月一三日・衆議院本会議)

○藤村修君 ただいま議題となりました両案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、本年一月に日本年金機構が発足したこと等に伴い、遅延加算金の支給に係る事務等を、通常の年金給付と同様に、日本年金機構に行わせるための規定等を整備しようとするもの

であります。

本案は、去る九日の厚生労働委員会において、全会一致をもって委員会提出法律案とすることに決したものであります。何とぞ、御審議の上、速やかに御決いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院厚生労働委員長報告(平成二二年四月二日)

○柳田稔君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

次に、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律案は、日本年金機構が発足したこと等に伴い、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律その他の法律の規定の整理を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、提出者である衆議院厚生労働委員長藤村修君より趣旨説明を聴取した後、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律等の一部を改正する法律